

令和2年度酒田市環境報告書（概要版）

（令和元年度実績）

酒田市環境基本計画

本編 P. 3-5

平成27年3月、酒田市環境基本条例第8条に基づき第1次酒田市環境基本計画の課題などを踏まえ、第2次酒田市環境基本計画を策定しました。

望ましい環境のあり方を明らかにし、環境の保全および創造に関する施策を総合的・計画的に推進していくことを目的とする10年間の計画です。

■目指すべき環境像

酒田市環境基本条例に掲げられた基本理念を集約した「目指すべき環境像」については、1次計画像を引き継ぎました。副題については、共通テーマの「全員参加」、さらに全ての環境施策の目的である「持続可能」、自然をはじめとした様々な環境要素との「共生」を踏まえたものとしました。

未来につなげよう 酒田の自然・まちなみ・こころ

～全員参加で未来に拓く共生の地域づくり～

■基本目標

現状と課題を踏まえ、5つのテーマについて長期的かつ総合的な基本目標を定めます。

【共通目標】

全員参加みんなで取り組む
未来につながる環境づくり
(情報提供と環境教育)

1. 身近な環境に関する目標
安心で快適な美しい地域づくり
(美観保持、騒音・悪臭の防止など)

2. 資源利用に関する目標
環境負荷の少ない社会へ
(省資源、循環型社会の形成)

3. 自然環境に関する目標
自然を守り共に生きる
(豊かな自然の保護と活用)

4. 地球環境に関する目標
二酸化炭素の発生が少ない生活
(地球温暖化対策・
再生可能エネルギーの普及推進)

大気環境

本編 P. 6-14

■自動測定器による大気汚染物質の常時監視

酒田市内の大気環境の測定については、山形県が若浜局、光ヶ丘局、上田局の3つの測定局で常時監視を行っています。

令和元年度における、各測定局での調査では、5つの項目ともにほぼ横ばい状態で推移しており、光化学オキシダントを除く4つの物質については、環境基準を達成しました。

光化学オキシダントについては、県内の他市と同様に本市においても環境基準を超過する日が発生しており、令和元年度では、基準(0.06ppm)を超過した日が49日ありました(最高値0.040ppm)。しかしながら、注意報を発令する基準(0.12ppm)には至りませんでした。

オキシダント注意報・警報が発令された際は、窓を閉める、目を洗う、うがいをする、外出を控えて自動車の運転をしないといった点に注意してください。

令和元年度における年平均値

	環境基準*	県測定局		
		若浜	光ヶ丘	上田
二酸化硫黄(ppm)	0.04 以下	0.000	0.000	0.000
二酸化窒素(ppm)	0.06 以下	0.003	0.002	0.001
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.1 以下	0.01	0.013	0.011
光化学オキシダント(ppm)	0.06 以下	0.040(超過日数:49)	—	—
微小粒子状物質(μg/m ³)	15 以下	6.2	—	—

資料：山形県

* 環境基準の詳細については、資料編をご覧下さい。

騒音・振動

本編 P. 15-18

騒音や振動の苦情は、日常生活に關係が深く、その発生源も多種多様となっています。

また、人によって感じ方が異なり、主觀や感情も違ってくるために、心理的な影響が大きいとされています。

工場・建設作業・交通機関からの騒音振動については騒音規制法及び振動規制法で規制されており、大きい音の出るおそれのある特定施設を設置する場合や特定建設作業を行う場合には、事前に届け出るよう義務付けられています。

また、飲食店・カラオケボックスなどの深夜営業騒音、拡声器を使用した商業宣伝については「山形県生活環境の保全等に関する条例」により音量や使用可能な時間帯を制限しています。

平成 24 年度より、騒音規制法
第 18 条第 1 項の規定に基づき、
酒田市内における自動車騒音状況
の常時監視を行っています。

令和元年度は、市内の 5 区間
で直接道路端の騒音測定を実施し、
他の 2 区間については推計により
評価を行いました。その結果、
全体の住居等戸数 4,575 戸のうち、
昼夜とも環境基準を達成していた
戸数は 99.7% に当たる 4,563 戸で、
昼夜とも環境基準未達成の戸数は
0.1% に当たる 1 戸でした。

悪臭

本編 P. 19

悪臭とは、人が感じる「いやなにおい」、「不快なにおい」の総称です。

悪臭の発生源は工場や事業所、飲食店からの排気によるものや、浄化槽からの排水、堆肥や野焼きによるものなど多岐に渡ります。また、一般的に「いいにおい」と思われるにおいでも、強さ、頻度、時間によっては悪臭として感じられ、苦情の原因となることがあります。

酒田市では、工業専用地域を除く都市計画区域を悪臭防止法の規制地域に指定しています。また、人の嗅覚を利用して悪臭を感覚的にとらえて評価する「三点比較式臭袋法（嗅覚測定法）」を採用してあり、臭気指数の規制基準により工場・事業場等の指導を行っています。

自動車騒音測定結果（令和元年度）

区分	距離 (km)	評価 区間数 (区間)	評価結果(全体)					
			住居等戸数 A+B+C+D (戸)	昼夜とも 基準値以下 A (戸)	昼のみ 基準値以下 B (戸)	夜のみ 基準値以下 C (戸)	昼夜とも 基準値超 過 D (戸)	
酒田市	全 体 (割合)	35.0	42	4,575 (100%)	4,563 (99.7%)	0 (0.0%)	11 (0.2%)	1 (0.1%)
	一般国道 (割合)	15.5	19	1,493 (100%)	1,481 (99.1%)	0 (0.0%)	11 (0.7%)	1 (0.2%)
	県 道 (割合)	19.5	23	3,082 (100%)	3,082 (100%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
H30全国	全 体 (割合)	65,479	41,110	8,916(千) (100%)	8,404.8(千) (94.3%)	235.1(千) (2.6%)	37.3(千) (0.4%)	238.7(千) (2.7%)

水環境

本編 P. 20-28

河川の環境基準は、生活環境の保全に関して 6 つの段階にわかれています。それぞれの類型に応じて基準値が定められています。酒田市では最上川や新井田川など、8 つの河川で環境基準の類型指定がなされています。

酒田市環境基本計画では、市内を流れる都市河川の水質が、環境基準を達成する目標を掲げています。

令和元年度は、山形県が、市内の環境基準地点をはじめとした 10 河川 11 地点で調査を行い、酒田市は、1 河川 1 地点で調査を行いました。その結果、環境基準地点における BOD 値は、すべての地点で環境基準を達成しています。

河川の類型指定と BOD 値 (75% 値)

河川名	類型	環境 基準 地点	BOD (mg/l)	
			環境基準	令和元年度 調査結果 (75% 値)
最上川	A	両羽橋	2	0.6
京田川	A	亀井橋	2	2.0
赤川	A	新川橋	2	0.8
新井田川	B	浜田橋	3	2.7
日向川	A	日向橋	2	0.6
荒瀬川	A	八幡橋	2	0.6
相沢川	A	宝永橋	2	0.6
藤島川	A	昭和橋	2	1.3
小牧川	-	-	-	2.1
豊川	-	-	-	0.9

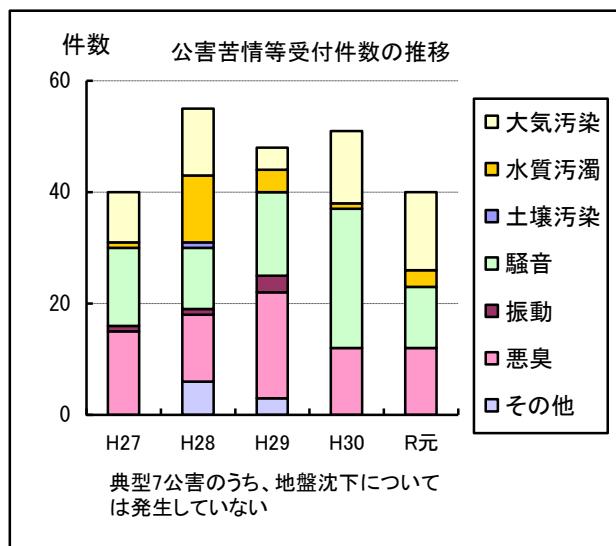
資料：山形県

公害等苦情・相談

本編 P. 29-30

令和元年度に酒田市で受付けした公害等苦情と環境関係の相談の総件数は件でした。

公害等の苦情は 40 件で、種類別に見ると、大気汚染が 14 件と多く次に悪臭が 12 件となっています。野焼き、飲食店や浄化槽のにおいなどが主な原因となっています。



また、公害苦情以外の相談について受付けした件数は 91 件あり、野良猫やペットの飼養に関するものや野鳥関係が多くを占めています。

		H27	H28	H29	H30	R元
公害以外	犬の飼い方 (騒音を除く)	9	9	12	11	8
	ネコの飼い方	11	9	9	8	10
	野良猫関係	17	18	17	21	18
	ペット関係 (犬猫以外)	2	1	0	0	2
	野鳥関係	15	25	14	9	12
	害虫関係	22	5	9	7	6
	その他	28	16	23	20	11
	計	109	83	86	76	67
油流出事故		21	7	13	26	24
合計		130	90	99	102	91

発生源監視

本編 P. 31

市民の健康と生活環境を保全することを目的とした公害防止（環境保全）協定を、市と締結している事業者に対し、立入調査を実施して協定の遵守状況を監視しています。

■水質汚濁発生源立入調査

協定を締結している 3 事業者（4 工場）に対し、排水についての立入調査を年 1~2 回実施しています。

令和元年度における立入調査の結果、1 工場において基準値超過があり、原因究明及び再発防止対策の実施を指導しました。その他の事業者においては協定を遵守していることを確認しました。

■悪臭発生源立入調査

市が覚書の立会人となっている 1 事業者に対し、悪臭についての立入調査を年 1 回実施しました。令和元年度における立入調査の結果、基準値超過の数値であり、文書による指導を行いました。

放射線対策

本編 P. 32

■空間放射線の測定

酒田市の放射線量測定については、山形県空間放射線量モニタリング計画に基づき、平成 23 年 7 月より、県と市が連携して行っています。

年 1 回、1 頃所（酒田東高校）、を定点として測定しています。令和元年度の測定結果は、0.05 マイクロシーベルト／時間で推移しており、いずれの箇所でも、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告を基に定められた法令上の管理基準（1 ミリシーベルト／年）を超えることはなく、除染や被ばく量調査が必要な状況ではありませんでした。

また、山形県空間放射線量モニタリング計画に基づき、令和元年度いっぱい空間放射線量率の測定を終了しております。

○定点測定結果 (単位 : マイクロシーベルト／時間)

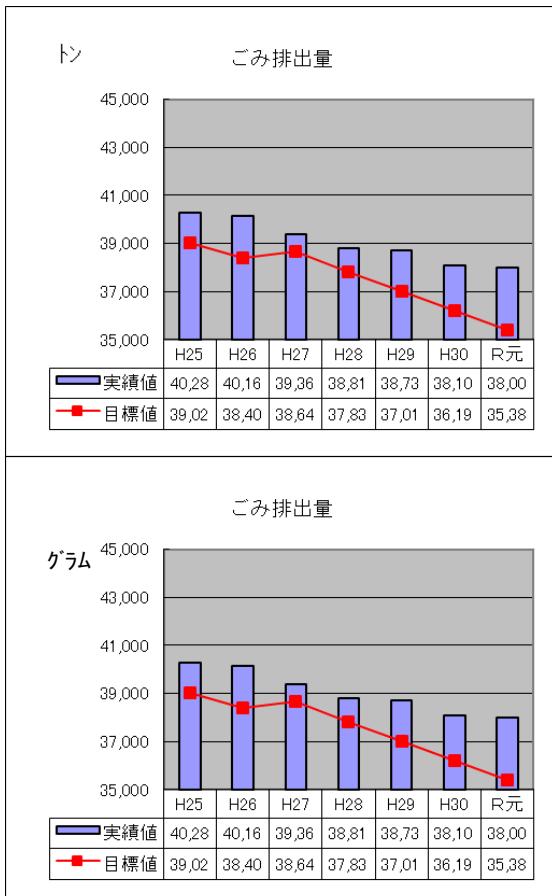
測定場所	測定結果
酒田東高校グラウンド	0.05

ごみとりサイクル

本編 P. 33-51

■ごみ排出量

令和元年度の家庭系のごみと事業系のごみを合わせた排出量は 38,009 トンで、ごみ処理基本計画（H27.3 改訂）で定める目標値を超過しています。市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ）に換算すると 688 グラムで、これも目標値を超過しています。



※平成 26 年度以前の目標値につきましては、平成 19 年 1 月に改訂された旧ごみ処理基本計画に基づいています。

■ごみ減量等についての説明会・意見交換会

本市のごみの現状・ごみ減量の必要性・ごみ減量の方法などについて、市民へ説明し、意見交換を行いました。ごみ問題に対する市民の意識向上を図るとともに、頂戴した意見を参考にして、今後の施策に反映させていきます。

<実施状況>

自治会	11箇所	(255人)
コミュニティ振興会	9箇所	(157人)
その他（老人クラブ等）	10箇所	(279人)
合計	29箇所	(691人)



■ごみ減量化対策事業

①集団資源回収

集団資源回収を推奨・支援しています。令和元年度は自治会やこども会など 257 団体で実施し、回収量は 2,266 トンとなっています。

②資源ステーション

市内 9ヶ所に資源ステーションを設置し、紙類、ビン類、アルミ類の資源回収を行っています。令和元年度の回収量は合計で 581 トンとなっています。

③紙類資源回収

月 1 回（八幡地区は 2 ヶ月に 1 回）

ごみステーションにて、紙類資源を回収しています。令和元年度の回収量は 628 トンとなっています。

④生ごみ処理容器等助成

生ごみ処理機等の購入に助成をしています。令和元年度は、コンポスト 9 件、電動式 10 件の購入に助成を行い、これまでの累計で 5,860 基が設置されています。

■不法投棄

令和元年度の不法投棄の件数は 87 件で、前年度の 51 件に比べ 36 件増加しています。

■海岸漂着ごみの問題

日本の沿岸に押し寄せる海岸漂着ごみは、生物被害などの環境への影響のみならず、水産資源や景観への被害といった経済的な影響もあり、全国的な問題となっています。

酒田市でも庄内海岸や飛島の沿岸に、毎年多くの漂着ごみが押し寄せており、県や市、多くの企業や団体などが主体となって、ボランティア清掃を行っています。令和元年度は計 23 団体、延べ 31 回のボランティア清掃が、市内の海岸・河口・港湾など各地で行われ、約 12.9 トンもの漂着ごみが回収されました。

一方で、海岸漂着ごみの問題には根本的に解決するまでの多くの課題が残されています。



自然との共生

本編 P. 52-57

■鳥海イヌワシみらい館（猛禽類保護センター）

鳥海イヌワシみらい館は、市の鳥「イヌワシ」をはじめとする希少猛禽類の調査研究や普及啓発を行う拠点施設です。この施設では、猛禽類の生態や、それを取り巻く自然環境の重要性などを理解していただけるよう、展示室が設けられており、一般の方々が無料で観覧・利用できるようになっています。また自然観察会の企画・実施、学校等からの依頼による環境教育支援や普及啓発に取り組んでいます。

●参加者数、来館者数など（令和元年度）	
観察会	137人（6回実施）
学校教育等支援	512人（15団体）
総来館者数	7,811人（開館日数319日）



鳥海イヌワシみらい館
マスコットキャラクターの
「ワッキーくん」



季節ごとの猛禽類
を観察する観察会

■傷病鳥獣救護

負傷により、自力で回復することが困難な野生鳥獣の救護を行っています。酒田市では、令和元年度に34件の野生鳥獣を救護しました。

救護した野生鳥獣は、大部分がハクチョウ等の鳥類となっています。特に冬季は飛行中に送電線へ接触したり、建物へ衝突したりして負傷した白鳥を救護する機会が多くありました。

■有害鳥獣捕獲許可

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止のために、狩猟鳥獣のうち有害鳥獣捕獲を目的とした場合、10種の鳥獣について捕獲許可権限を県から市へ移譲されています。

令和元年度は、ツキノワグマによる人的被害防止及びカラスなどによる水稻や果樹に対する農作物被害防止のため22件の有害鳥獣捕獲を許可しました。

地球環境問題

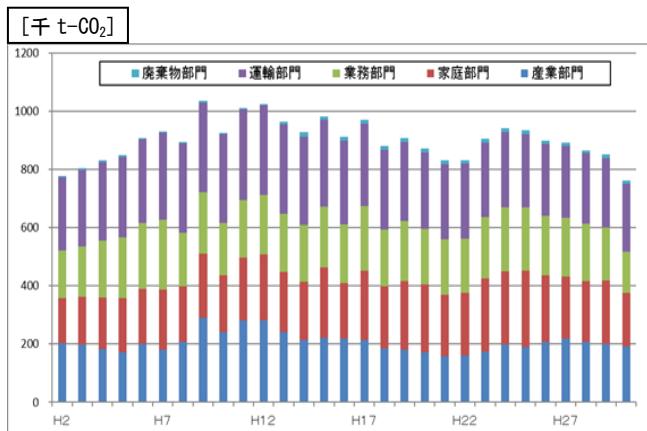
本編 P. 58-67

■酒田市内の温室効果ガス排出量

平成30年度の温室効果ガス排出量は762.4千トンであり、前年度より88.4千トン減少しています。基準年度（平成25年度）934.5千トンと比べると、18.4%の減少になっています。

※酒田市内の温室効果ガス排出量の推計には、平成29年3月に環境省より示された「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」を参考に算定しました。

酒田市内の温室効果ガス排出量の推移



■酒田市役所の取り組み

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき「酒田市役所環境保全実行計画」を策定し、市役所の事務・事業に伴って排出する温室効果ガスの削減のための取り組みを行い、地球温暖化対策を推進しています。

平成30年3月に策定した「第3期酒田市役所環境保全実行計画」においては、令和12年度までに、市役所の事務・事業に伴って排出する温室効果ガスの量を、基準年度の平成25年度と比較して36.2%削減することを目標に掲げ、温室効果ガスの排出量削減に向けた取り組みを行っています。

酒田市役所の目標

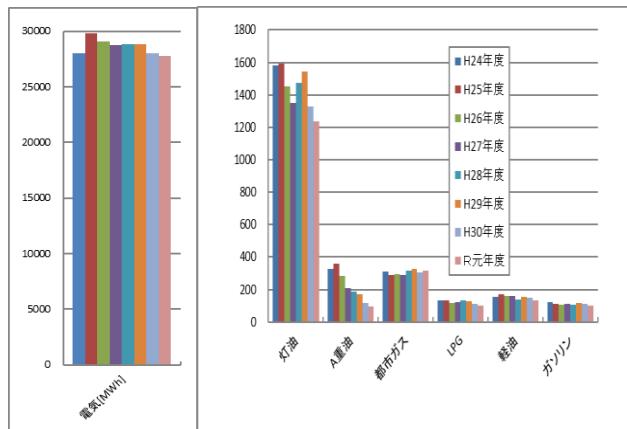
「温室効果ガスの排出量を36.2%削減します。」
(基準年：平成25年度)

■市役所の温室効果ガス排出量

市役所の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量は、令和元年度において平成 25 年度と比べて 19.1% の削減となりました。

年度	温室効果ガス排出量 (t CO ₂)	平成 25 年度比
平成 25	28,141	
令和元	22,778	▲19.1%

■酒田市役所の燃料等使用量



燃料等使用量については、平成 25 年度比で A 重油が 72.6%、灯油が 23.2%など、都市ガス使用量を除く項目で減少しました（紙類を除く）。

■令和元年度のグリーン購入実績

国等による環境物品等の調達方針に倣い、環境に配慮した物品の調達に取り組みました。

全体としての成果は、物品の購入数を基に計算したグリーン購入率で 87.5% となっています。

■エコキャンドル作成事業

平成 23 年度より、小学校の高学年を対象に、廃食用油を原料としたエコキャンドル作成を行っています。そしてリサイクルをはじめとする 3R に関する説明を行うことにより、ゴミの減量化や省エネルギーについても考えもらいます。このエコキャンドルを夏至と七夕（クールアースデー）のライトダウンを行う際に使ってもらうことで、地球温暖化防止を含めた環境教育にもつながっています。令和元年度の参加人数は、9 組 23 名でした。

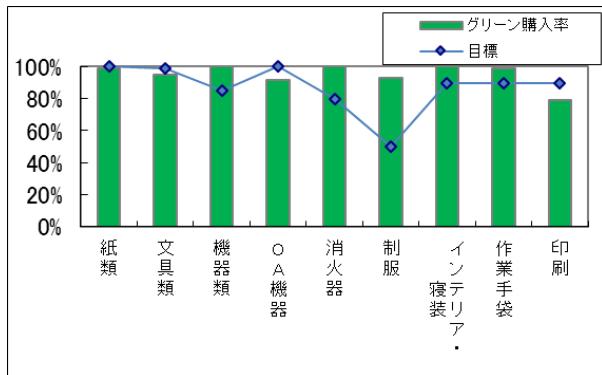


■緑のカーテン事業

緑のカーテンとは、つるが伸びる植物を育てて壁や窓をカーテンのように覆うことで、夏の暑さをやわらげようとするものです。室内温度の上昇を防ぎ、快適に過ごすことができれば、エアコンなどの使用を控え、エネルギー消費を減らすことにつながります。簡単にできる省エネ・地球温暖化対策として市役所でも平成 20 年度から取り組んでいます。平成 25 年度までは、ゴーヤの苗を配布していましたが、平成 26 年度からは、ゴーヤの種と育て方の手引を無料で配布しています

年度	配布数 (苗)	年度	配布数 (種)
H22	約3,100	H27	12,046粒
H23	約3,100	H28	12,647粒
H24	約3,600	H29	11,624粒
H25	約4,600	H30	11,391粒
年度	配布数 (種)	R元	10,866粒
H26	9,159粒		

令和元年度 グリーン購入率



一令和 2 年度 酒田市環境報告書（概要版）－ (令和元年度実績)

<お問い合わせ>

〒998-0104

山形県酒田市広栄町三丁目 133 番地

酒田市市民部環境衛生課

TEL:0234-31-0933 FAX:0234-31-0932

E-mail:kankyo@city.sakata.lg.jp